平成２５年（フ）第２７３号
静岡県沼津市原693番地の１　コーポ一里山205
債務者　髙岡　美樹
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
静岡県伊豆市熊坂858番地の４
債務者　関谷　敏之
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
静岡県熱海市伊豆山717番地の１　養護老人ホーム熱海伊豆海の郷、前住所静岡県熱海市下多賀338番地の１
債務者　源　　髙司
法定代理人成年後見人　内笹井　明
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
静岡県伊豆市下白岩323番地
債務者　佐藤　香織（旧姓山口・内山）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
愛知県江南市飛高町門野100番地　グリーンヴィラ302号
債務者　河野　智子（旧姓中別府）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６９５号
京都市山科区小野弓田町21番地
債務者　スリーセブンオートこと　横山　昭夫
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７９号
京都府八幡市八幡小松20番地の５　20棟2005号
債務者　辻元　惠子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０２号
京都市山科区川田前畑町35番地の２
債務者　西田　　衛
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９３１号
京都市伏見区日野西大道町16番地　ロジュマンＫ102号室
債務者　上尾　幸美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９３２号
京都市伏見区日野西大道町16番地　ロジュマンＫ102号室
債務者　上尾　裕之
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０００号
京都市西京区松室北河原町149番地コーポ湯浅105号
債務者　外松　京子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１００６号
京都府宇治市小倉町西浦52番地の11
債務者　伊藤　淳一
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１００７号
京都府宇治市小倉町西浦52番地の11
債務者　伊藤千栄香
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９６号
大阪府高石市西取石３丁目３番10―103号
債務者　柴田　和良
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
大阪府高石市西取石３丁目３番10―103号
債務者　柴田　和代
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２３号
堺市中区福田297番地15、前住所大阪府南河内郡太子町大字春日159番地の１―213号
債務者　岡本　修明
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４４号
大阪府富田林市甲田６丁目13番８号、前住所大阪府富田林市甲田２丁目13番18号
債務者　谷川　恵美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係